

令和2年2月20日
日の丸自動車株式会社

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく 前払い式支払い手段の払い戻しのお知らせ

令和2年2月19日に取り扱いを終了した、当社発行のプリペイドカードについて、下記の通り未使用残高の払い戻しを致しますので、期間内にお申し出くださいますようお願い申し上げます。

記

・ 払い戻しを行う前払い式支払い手段発行者の商号

日の丸自動車株式会社

・ 払い戻しの対象となる前払式支払い手段の種類

磁気型プリペイドカード

・ 払い戻しの申し出期間

令和2年2月20日(木) ~ 令和2年5月20日(水) (日・祝は除く)

※受付時間 10:00~16:00

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払い戻しの手段から除斥されますのでご注意願います。

・ 申出・払戻しの方法

プリペイドカードを本社事務所にご持参下さい。

券面に記録された未使用残高に応じた金額を現金にて払い戻し致します。

・ 申出先・払戻しに関する問い合わせ先

〒500-8155 岐阜県岐阜市市ノ坪町 2-20

日の丸自動車株式会社本社事務所

電話番号 058-240-3121

以上